

# 第5回戸田市自治基本条例推進委員会

## 次 第

日 時：令和2年10月30日（金）

午後6時30分～

場 所：市役所5階 大会議室A B

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

(1) 市長諮問内容（中間答申）について

(2) 市民意識アンケートについて

(3) その他

4 事務連絡

5 閉 会

## 1 市長諮問内容（中間答申）について

自治基本条例推進委員会は、第三期委員会発足の際に市長から、以下の2項目について諮問を受けている。（詳細は別紙諮問書（写）のとおり）

- 1 より多くの市民に条例の理解を促進し、市民、議会、行政、3者の協働によるまちづくりを進めていくための手法について意見を伺います。
- 2 これまでに実施した取り組み等を踏まえ、条例推進のために推進委員会として主体的に何を行っていく必要があるかなど、その在り方について意見を伺います。

この諮問の2に対して、これまでの取り組みや委員会での検討事項等をまとめて、市長に中間答申を行う。

答申書の作成にあたっては、推進委員会のこれまでの取組成果を振り返るとともに、推進委員会のあり方について、前回までの審議内容を精査し、来年11月に予定している答申の途中経過として、方向性について中間答申を実施する。（詳細は中間答申（案）のとおり）

### 市長への中間答申日（予定）

- 日 時            令和2年11月18日（水） 午後1時30分～
- 場 所            戸田市役所 4階 市長公室
- 出席者           横山委員長      雨木副委員長

## 〔諮問2〕 推進委員会の在り方について

### ○ 主な論点・ご意見

- 推進委員会の基本的な立ち位置としては「諮問機関」であるため、フォーラムの開催を中心とした会議となってしまう「諮問機関」としての機能に影響を及ぼすのであれば、別に「実施機関」を設けることも検討すべきではないか。
- 自治基本条例推進委員会条例第2条が規定する「所掌事項」に基づくべきではないか。また、この規定により、諮問機関でありながら調査審議することやその一環としての普及及び啓発活動をすることもできるため、実施機関としての役割を担うことができる組織として解釈することはできるのではないか。
- 推進委員会として、主体的に市の会議や計画策定の場などに出向いていき、その中で自治基本条例や協働の理念の普及などといった取り組みを草の根的にもっと実施していくべきではないか。そうすることによって、自治が生まれていくのではないか。
- 市民・議会・行政の三者の情報共有は基より、答申という場だけではなく市長との意見交換をする機会を増やしてはどうか。

※詳細は第4回書面表決結果のとおり

## 2 市民意識アンケートの実施について

### (1) 目 的

自治基本条例や協働に関する市民意識アンケートを実施し、今後の活動に活用するための情報収集を目的とする。

また、併せて自治基本条例の関係人口を増やしていくため、希望者から連絡先を回答していただき、今後の自治基本条例に関する情報などを配信する。

### (2) 時 期（予定）

令和3年1月頃

### (3) 手 法

無作為抽出による市民アンケート

※市民活動団体や戸田市国際交流協会主催の日本語教室の参加者への配布も検討中。

### (4) 内 容

件数：3,000件（予定）

今後の活動に活用することができる内容としつつ、見やすさや取り組みやすさを重視し、A4 1枚にするなどの工夫をする。

※詳細については、次回以降の推進委員会でご検討いただきます。

## 3 その他

**次回 第6回推進委員会 開催予定日時**

**令和2年12月 午後6時30分～**

**※新型コロナウイルスの感染拡大防止状況により、変更となる可能性がございます。**

戸協第1016号  
令和元年12月19日

戸田市自治基本条例推進委員会  
委員長 様

戸田市長 菅原 文仁



戸田市自治基本条例について（諮問）

本市では、平成26年7月にまちづくりを行うための基本的な考え方やルールとして戸田市自治基本条例（以下「条例」という。）を定め、その基本理念をより多くの市民に根付かせるために様々な取り組みを進めてまいりました。

しかしながら、条例制定から5年経過した現在も条例の認知度は低く、まちづくりに関わる市民の固定化や新たな担い手不足が課題となっており、多角的な視点をもとにした手法の検討が求められております。

また、戸田市自治基本条例推進委員会（以下「推進委員会」という。）においては、条例の見直しに関連して、推進委員会の在り方についても検討が必要である、という内容の答申をいただいております。

そこで、条例（平成26年条例第13号）第20条第1項に基づき、下記のとおり諮問します。

記

- 1 より多くの市民に条例の理解を促進し、市民、議会、行政、3者の協働によるまちづくりを進めていくための手法について意見を伺います。

答申希望時期 : 令和3年11月

- 2 これまでに実施した取り組み等を踏まえ、条例推進のために推進委員会として主体的に何を行っていく必要があるかなど、その在り方について意見を伺います。

答申希望時期 : 令和3年11月

※令和2年11月に中間答申願います。

令和2年11月18日

戸田市長 菅原 文仁 様

戸田市自治基本条例推進委員会  
委員長 横山 誠

戸田市自治基本条例について（中間答申）（案）

令和元年12月19日付、戸協第1016号において、当委員会に自治基本条例について諮問があったため、令和2年11月に中間答申を求められている事項に関して当委員会で審議を重ねた結果、下記のとおり中間答申します。

記

推進委員会（以下「委員会」という。）は、戸田市自治基本条例推進委員会条例第2条の所掌事務に基づき自治基本条例の運用や啓発等の審議を行ってきた。

定期的に委員会を開催するとともに、「自治基本条例フォーラム」や「先進自治体視察」、「市民意識調査」など様々な活動を実施し、特に無作為抽出による市民への自治基本条例フォーラム案内状の送付という手法は、その有効性が証明されるなど成果を得た。

これらの活動を行い検討した結果、戸田市では転出入が多いまちであること、すでに条例の目指している協働によるまちづくりが以前から行われているが自身が認識していないことなどの状況を踏まえ、これまで広く実施してきた条例の普及啓発活動に加えて、ターゲットの特定やまちの特徴などに合わせた具体的な対策の実施が必要であるとの委員会としての方向性を出した。

今後はこれら進むべき方向に沿って、どこがどのように現実的に策を講じていくのかという具体的な検討に入っていくところである。

そのなかで当委員会の在り方として、主体となって様々な策を実施していくのか、あくまで諮問機関として存在し、具体的な取り組みは専門部会のような実施機関を必要に応じて組織し、行っていくのかなど効果的な方法について引き続き検討する必要があると考える。